

議案第41号

町田市教育委員会職員等表彰規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2022年3月4日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、表彰の対象としない者及び被表彰者の決定の取消しに関する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会職員等表彰規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

### 1 改正理由

表彰の対象としない者及び被表彰者の決定の取消しに関する規定を整備するため、改正するものです。

### 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 表彰の対象としない者に関する規定を加えます。(改正後の第4条関係)
- (2) 被表彰者の決定の取消しに関する規定を加えます。(第10条関係)
- (3) その他文言の整理を行います。

### 3 施行期日

公表の日から施行します。

町田市教育委員会職員等表彰規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会職員等表彰規程（昭和33年9月町田市教育委員会規程第5号）

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(表彰基準)</p> <p>第2条 委員会は、委員会事務局並びに委員会の所管する学校（以下単に「学校」という。）及び学校以外の教育機関の職員（以下単に「職員」という。）であって、次のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(表彰の対象としない者)</u></p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としない。</p> <p><u>(1) 禁錮以上の刑に処せられた者</u></p> <p><u>(2) 懲戒によりその職を免ぜられた者（職員に限る。)</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと委員会が認める者</u></p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第5条 略</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第6条 略</p> <p>(表彰候補者の推薦)</p> <p>第7条 略</p> <p>(意見聴取等)</p> <p>第8条 略</p> <p>(被表彰者の決定)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>(被表彰者の決定の取消し)</u></p> <p>第10条 委員会は、前条の規定により被表彰者として決定された者が、第4条第1号又は第2号に該当することになったときは、その</p>	<p>(表彰基準)</p> <p>第2条 委員会は、委員会事務局並びに委員会の所管する学校（以下単に「学校」という。）及び学校以外の教育機関の職員であって、次のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第5条 略</p> <p>(表彰候補者の推薦)</p> <p>第6条 略</p> <p>(意見聴取等)</p> <p>第7条 略</p> <p>(被表彰者の決定)</p> <p>第8条 略</p>

決定を取り消すことができる。

2 委員会は、前項の規定により被表彰者の決定を取り消した場合において、既に表彰状及び副賞が授与されているときは、その返還を求めるものとする。

(委任)

第11条 略

(委任)

第9条 略

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の町田市教育委員会職員等表彰規程の規定は、この規程の施行の日以後に被表彰者として決定される者に適用し、同日前に被表彰者として決定された者については、なお従前の例による。